

社有地を活用したCSR

～生物多様性の保全の観点から～



生物多様性と企業 -社有地を生かしたCSR-



2007年3月 発行：環境省

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
Tel. 03-3581-3351(代表)

制作：社団法人 日本ナショナル・トラスト協会
〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル
Tel. 03-5979-8031 Fax. 03-5979-8032

写真協力：(財)日本生態系協会 (財)埼玉県生態系保護協会

生物多様性を 守る理由

すべての生命の生存基盤を維持

多様な生物と、それをとりまく環境（水、大気、土、太陽光）は、生態系というしくみの中で、相互に深く関わり合い、つながりあっています。生態系は、人間をはじめ、すべての生きものにとって欠かすことのできない存在基盤です。酸素の供給や水の循環など、生態系が提供してきたさまざまな機能は、人類の技術をもってしてもすべて代用できるわけではありません。



野生の生きものたちも、私たち人間も生態系というしくみの一部です。

文化を育む源

私たち日本人がもつ自然観は、自然の恵みに感謝する習わしや、自然と共生した生活様式、美意識や感性などに反映されてきました。そして、地域の特徴ある食文化や工芸、祭りなど、それらは地域の固有の文化等となって根づいています。こうした精神の基盤をつくる源として、多様な生物を育む豊かな自然が存在し、そこからの恵みをえてきたことが関係しています。



稲刈りなど農作物の収穫を祝う地域の行事などもあります。

人間にとって価値あるものの提供

私たちの生活に必要なものの多くは、自然の恵みからもたらされています。肉や魚、農作物といった食料、抗生物質などの医薬品、木材をつかった家や家具等、これらはすべて動物や植物、微生物などによって提供されています。生物の多様性が守られているということは、私たち人間にとって将来の世代にわたり、こういった価値のあるものが提供される可能性を残しておくことにもなります。



これからも、未知の遺伝子の発見による新しい医薬品が開発される可能性があります。

安全な生活環境の提供

生物多様性が守られ、健全な生態系が維持されている自然は、私たちの生活環境に安全をもたらしてくれます。例えば、健全な森林は、土砂の流出や崩壊を防いだり、土壌に水を貯えていることで安全な飲み水を提供するなど、私たちの生活に直結する機能がたくさんあります。このような機能を人工的に補おうとすれば、膨大な費用が必要となります。



生態系が破壊され、森林が土砂を保つ力がなくなってしまうと大きな災害が起きてしまいます。

生物多様性とは

生物多様性とは、さまざまな環境に適応してさまざまな種が存在するという「種の多様性」、私たちの顔かたちがひとりひとり違うように、同じ種であっても地域差や個体差をもっているという「遺伝子の多様性」、東京湾の干潟、沖縄のサンゴ礁、大小の河川など各地にいろいろなタイプの自然があることを表す「生態系の多様性」の3つの多様性のことを意味しています。

生物多様性を脅かす3つの危機

日本の豊かな生態系を支える生物多様性は、いま大きく3つの危機に脅かされています。1つ目は「人間の活動や開発」、2つ目は「里地里山など人間の活動が縮小し、手入れができなくなったりしていること」、3つ目は「外来種などによって生態系が乱されること」です。また最近では、これらの危機に加えて、地球温暖化によって気候が大きく変わることにより、その変化に適応できなくなる野生の生きものがでてくるおそれも指摘されています。

日本の野生の生きものたちがあぶない

日本に生育・生息する野生の生きもののうち、ヘビ等の爬虫類、カエル等の両生類、河口や川の魚などの汽水・淡水魚類の3割強、クマなどの哺乳類や維管束植物の2割強、ワシやタカなどの鳥類の1割強が絶滅のおそれがある種に分類されています。また、生息地の分断により、地域ごとに野生の生きものの絶滅が心配されています。

企業が生物多様性に取り組む意義

なぜ企業の生物多様性の保全への取り組みが期待されるのでしょうか。企業は、原材料調達をはじめとした事業活動や、工場や事業場などの土地の利用等を通して、直接的・間接的に生物多様性に大きな影響を与えています。また、私たちの生活や事業活動は生態系によってもたらされる、安全な生活環境や生物資源に大きく依存しており、過剰な利用や開発等が行われると、持続不可能になってしまうおそれがあります。生物多様性の保全に取り組むことは、長期的な観点から、リスクを低減し、持続可能な企業経営の安定化を図ることにともつながり、重要なことと言えます。

なぜ、社有地での CSR なのか

生物多様性の保全には、野生の生きものが生育・生息できる土（土地）の確保が欠かせません。

今、野生の生きものが生育・生息できる土地をたまりで確保しつなげる、「生態系ネットワーク」を全国・広域圏・都道府県・市町村などのさまざまなレベルで実現することが求められています。国や地方自治体が所有している国有地や公有地だけでは、生態系ネットワークを形成していくには不十分です。

こうしたなかで、企業等の民間部門が、自ら所有する土地の自然を守り、また改善することは、人と野生の生きものが共存する国づくりや地域づくりに大いに貢献し、企業の社会的責任を果たすことにつながります。

CSR (Corporate Social Responsibility) : 企業の社会的責任



社有地における取り組みの現状

企業を対象としたアンケート調査※によると、現在、企業が所有する自然環境の豊かな土地の総面積は、回答が寄せられたものだけでも、約 92 万 ha あることがわかりました。これは鹿児島県や青森県とほぼ等しい面積になります。企業にとってこうした社有地は、生物多様性の保全への貢献にとどまらず、地域との関係づくりの場、社員への福利厚生や環境教育の場となるなど、さまざまな利点があることがアンケートの結果からわかりました。

※環境省請負調査「平成 15 年度 企業における環境教育のためのナショナル・トラスト事例等実態調査報告書」より

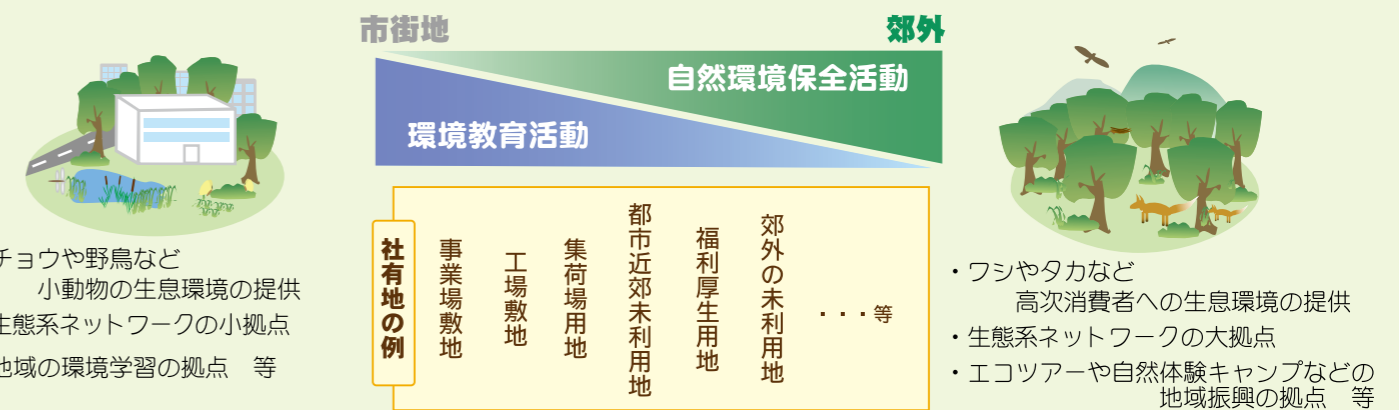
立地条件に応じた活用の考え方

企業の所有する社有地には、市街地から郊外に至るまで、多様なタイプがあります。またその現況や面積もさまざまです。

生物多様性の保全を目的に社有地を活用する場合、その立地と提供可能な面積に応じて、大きく 2 つの方向性が考えられます。ひとつは貴重な動植物が生育・生息できるように自然環境の保全や改善に重点をおくもの、もうひとつは社員や地域住民を対象とした環境教育に重点をおくものです。

社有地の活用に向けた検討事項

1. 自然環境保全および環境教育活動の推進の方向性
2. 地域のどの主体と協働し、参加を呼びかけるか
3. 具体的なプログラム



環境教育の活動例

- 自然体験活動
- 野生の生きものの観察・調査
- 社員や家族等、または地域住民を対象とした指導者の育成 等

自然環境保全の活動例

- 地域の貴重な野生の生きものの誘致等に向けたビオトープの創出
- 市民参加型で行う樹木の育成や植栽活動
- 外来生物の除去活動 等

事業所用地を活用した事例

取り組み内容

工場敷地の一角に、地域の自然をお手本に野生の生きものが生育・生息できる空間、ビオトープを整備しています。このビオトープには水辺エリア、草地エリア、樹林エリアの 3 つのエリアがあります。ビオトープがある敷地と工場の間には新たにフェンスを設け、近隣住民がビオトープに自由に入出入りができるようにしています。



九州積水工業（株）

取り組み主体

社内にビオトープ委員会を設置し、各部署から自薦他薦により委員を募集しています。また地域住民との協働を目指し、まずは地域住民が参加できるイベント等を実施することによって、地域の環境教育の場となることを目指しています。

郊外の社有林を活用した事例

取り組み内容

所有する社有林の一部を社員や一般向けに生物多様性の大切さなどを学ぶための環境教育の場として活用しています。また人工林の一部では、将来的に天然林状態へと誘導していくような維持管理の手法も推進しています。



三井物産（株）亀山社有林

取り組み主体

社有林を管理する CSR 推進部が、生物多様性の保全等も念頭におきながら、社有林の管理運営方針を立案しています。森林管理専門の子会社や森林組合等と社有林の整備・管理を実施しつつ、環境 NGO 等とも協力して社有林内での環境教育プログラムの実施・運営も行っています。

計画の立てかた

生物多様性の保全に取り組む際には、どんなに綿密な計画をたてたとしても、すべてが計画通りに進むとは限りません。定期的にモニタリングを行いながら、計画を調整、改善していくしくみを取り入れることが大切です。

①目標の設定（目標種を決める）

生物多様性の保全を進めるにあたり、目標を明確にもつ必要があります。これは実施計画や評価にあたってのものさしになります。対象地の面積や環境条件に応じて、できる限り高次の消費者に位置する生きものなどの生息を目標に位置づけると良いでしょう。



目標種の考え方

主な土地の形態	目標種例	生態系の中の位置づけ		
		大拠点	中拠点	小拠点
市街地 事業場敷地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	○	◎
工場敷地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	◎	◎
集荷場用地	チョウ・トンボ類、野鳥	○	◎	◎
都市近郊未利用地	哺乳類、小型の猛禽類	◎	◎	○
福利厚生用地	哺乳類、小型の猛禽類	◎	◎	○
郊外の未利用地	大型の猛禽類・哺乳類	◎	○	○

②計画（P）

目標種にとって必要な生息条件を踏まえて、目指すべき環境を検討します。現況の自然環境を評価し不足している要素があれば、これを補うための整備や管理の計画を立案します。とくに自然再生に取り組む場合には長期的な視野をもって計画することが大切です。

③実行（D）

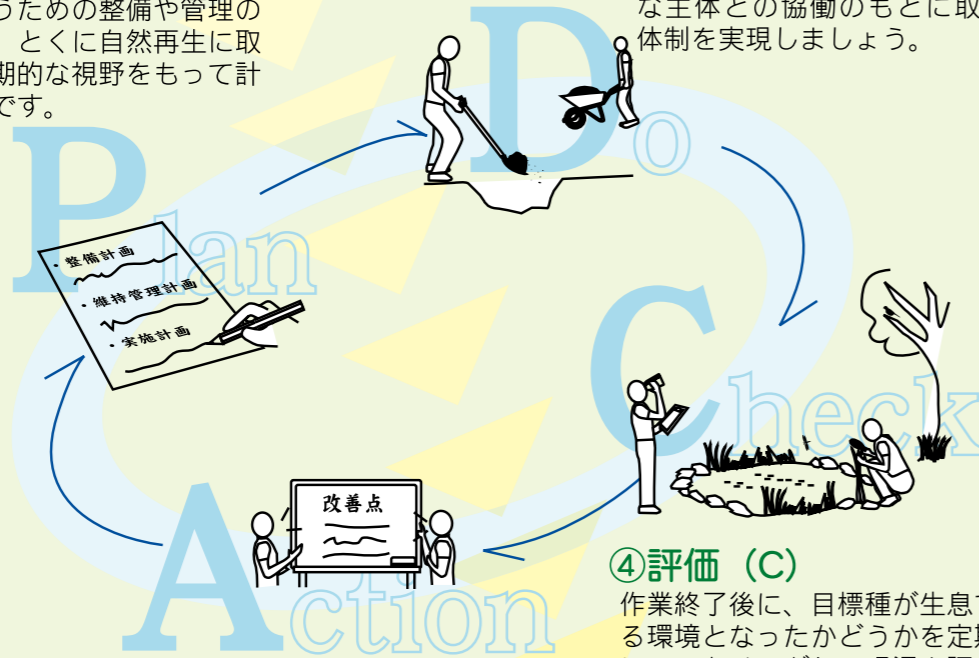
整備や管理の計画をもとに、地域種への樹種転換や新たな自然環境の創出などを進めます。さまざまな主体との協働のもとに取り組む体制を実現しましょう。

④評価（C）

作業終了後に、目標種が生息できる環境となったかどうかを定期的にモニタリングし、現況を評価していくことが大切です。

⑤改善（A）

モニタリングを通して、目指すべき環境への道筋を定期的に確認しながら、さらに環境を改善すべき点がある場合は管理計画などに反映させていきます。



社有地を活用した生物多様性の保全がもたらすもの

- ・人と自然が共存する持続可能な地域づくり、国づくりに貢献
- ・地域社会と企業とのパートナーシップの強化に貢献
- ・地域の環境教育の推進に貢献
- ・社員の環境への意識の向上
- ・社員や家族が自然の中で健康に過ごす場を提供 等

生きものさえいればいい?!

取り組みを進める上での認識が十分ではない場合、一見自然がたくさんあるように見えても、必ずしも生物多様性の保全に貢献しているとは言えない場合がでてきてしまいます。

外来種や園芸種の導入

もともと日本に存在しなかった外来種や、園芸種などの動植物の導入は、地域の生態系のしくみに悪影響を及ぼしてしまうおそれがあります。特に「緑化」の際には、本来その地域の自然に生育している樹木や野草を選定することが大切です。



ホタルも地域によって遺伝子が異なります

単一の種類だけの植栽

在来種であっても、ひとつの種類の植物を大量に植えることは、生物多様性の低下を招くおそれがあります。できるだけ多くの種類の在来植物を植栽することが大切です。

他地域からの生きものの持ち込み

地域の生きものを増やすために、放野・放流が行われることがあります。しかし、たとえ同じ種類の生きものであっても、他の地域や流域からの持ち込みは、遺伝子レベルでの生物多様性の破壊を引き起こすことにつながります。

社有地を活用した事例 ～海外編～

海外では、企業が社有地の一部を、積極的に野生の生きものの生育・生息地として提供している事例があります。これらの取り組みでは、自主的にその土地を社有地内における保護区として設定するなど、土地の確保が継続されるような手法がとられているものもあります。また、社員有志を中心に運営チームが結成され、土地の維持管理や環境教育プログラムの運営をおこなっています。



ダウ・ケミカル社の社有地のポスター



合計6か所の社有地で、数ha～100haの規模で地域の野生の生きもののために土地を提供しています (IBM社)

社有地内にある約188haの湿地を「ダウ湿地保護区」とし地域の環境教育の場として積極的に開放しています (ダウ・ケミカル社)

